

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（藤沢市職員の定年に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市職員の定年に関する条例（昭和59年藤沢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

藤沢市職員の定年等に関する条例

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで」を「。以下「法」という。）

第22条の4第1項及び第2項、第28条の2並びに第28条の6第1項及び第2項」に、「定年」を「定年等」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第3条の次に次の5条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第4条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）第11条の2第1項の規定により規則で指定する職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第5条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60

年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第6条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第7条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の

職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りではない。

(委任)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年藤沢市条例第 号)による改正前の藤沢市職員の定年に関する条例第3条ただし書に規定する職員に対する場合を除く。)については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 3 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及びその職種が医師又は歯科医師である職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用され

る任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする
とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「2号給」を「規則で定めるところにより「2号給」又は「0号給」」に改め、同条第11項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、第1項の規定により定められたその者の属する職務の級に応じた額」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」に改める。

第4条の2第2項を削り、同条第3項中「前項」を「前条第11項」に、「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前条第11項」とあるのは「前条第1項から第4項まで」と、「同項の」とあるのは「これらの」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「第1項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第2項中「2,000円」の次に「を超えない範囲内の額」を加える。

第9条第3項第3号並びに第12条第2項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第3項及び第18条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の3の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の6項を加える。

15 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤沢市条例第 号）第1条の規定による改正前の藤沢市職員の定年に関する条例第3条ただし書に規定する職員

17 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の

間、特定日以後、附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

19 附則第17項の規定による給料を支給される職員に対する第17条第5項（第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

20 附則第15項から前項までに定めるもののほか、附則第15項の規定による給料月額、附則第17項の規定による給料その他附則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1行政職給料表(1)中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	190,900	218,800	259,400	279,100	294,400	320,200	362,500	396,100

別表第2行政職給料表(2)中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	190,900	218,800	259,400	279,100	294,400

別表第4医療職給料表(2)中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	190,900	217,800	246,300	259,800	285,300	322,800	365,000	426,500

務 職 員								
----------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第5 医療職給料表(3)中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	239,000	259,600	266,900	277,200	293,800	331,400	376,500

別表第6 等級別基準職務表1 行政職給料表(1) 等級別基準職務表5級の項第13号及び同表6級の項第13号を削る。

(藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 藤沢市職員の退職手当に関する条例(昭和29年藤沢市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。)」を削り、同条第3項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第5条の4第1項中「前条まで」の次に「及び附則第9項から第17項まで」を加え、同条第2項中「36年」を「当分の間、36年」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第12項」を加え、同条第3項中「42年」を「当分の間、42年」に改め、同条第4項中「35年を」を「当分の間、35年を」に改め、「第5条」の次に「又は附則第10項」を加える。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第7条第7項中「場合にあつては」を「場合には」に改める。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改め、同条第10項中「場合にあつては」を「場合には」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第1項第1号中「場合にあつては」を「場合には」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「場合にあつては」を「場合には」に改める。

第17条第1項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第6項まで」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

附則第8項中「藤沢市職員の定年に関する条例」を「藤沢市職員の定年等に関する条例」に、「藤沢市職員の再任用に関する条例」を「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤沢市条例第号）による廃止前の藤沢市職員の再任用に関する条例」に改め、附則に次の9項を加える。

- 9 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは「、第5条又は附則第9項」とする。
- 10 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは「、第5条又は附則第10項」とする。

- 1 1 前2項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤沢市条例第 号）による改正前の藤沢市職員の定年等に関する条例（以下「令和5年旧定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 1 2 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）附則第15項の規定による職員の給料月額の設定は、第5条の2第1項の給料月額の減額改定には該当しないものとする。
- 1 3 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（令和5年旧定年条例第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳とし、附則第11項に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日における年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（令和5年旧定年条例第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳とし、附則第11項に規定する職員にあつては65歳とする。）と退職の日の属する会計年度の末日における年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 1 4 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者（令和5年旧定年条例第3条本文の適用を受けていた職員であつて、退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超える者に限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

15 当分の間、第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「その者に係る定年」とあるのは「その者に係る定年（令和5年旧定年条例第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳とし、附則第11項に規定する職員にあつては65歳とする。）」と、「20年を」とあるのは「15年を」とする。

16 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて、令和5年旧定年条例第3条本文の適用を受けていたものが60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「60歳と退職の日の属する会計年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

17 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて、令和5年旧定年条例第3条本文の適用を受けていたものが60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（藤沢市表彰条例の一部改正）

第4条 藤沢市表彰条例（昭和33年藤沢市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第28条の4第1項本文及び第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第5条 藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年藤沢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第6条 藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和38年藤沢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項、第9条第1項及び第2項並びに第13条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 藤沢市職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤沢市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例（平成8年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例(平成26年藤沢市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(藤沢市職員の降給に関する条例の一部改正)

第10条 藤沢市職員の降給に関する条例(平成28年藤沢市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第3条中「、降任された」を「、降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において、」を「該当したことにより」に、「認めるとき」を「認める場合」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 藤沢市一般職員の給与に関する条例附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに藤沢市一般職員の給与に関する条例附則第15項の規定による降給とする」とする。

3 第5条の規定は、藤沢市一般職員の給与に関する条例附則第15項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(藤沢市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第11条 藤沢市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年藤沢市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第3条第2項中「藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例」を「、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

(藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第12条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年藤沢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第15条及び第19条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(藤沢市職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条 藤沢市職員の再任用に関する条例(平成13年藤沢市条例第29号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第18項の規定は、公布の日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

2 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この項から附則第8項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(この条例による改正前の藤沢市職員の定年に関する条例(以下第1号及び附則第11項において「旧条例」という。)第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前号に掲げる者を除く。)であ

- って、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第7項又は第8項の規定により採用することをいう。次項第4号において同じ。）をされたことがある者
- 3 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年（この条例による改正後の藤沢市職員の定年等に関する条例（以下附則第17項までにおいて「新条例」という。）第3条に規定する定年をいう。附則第17項までにおいて同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第7条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 4 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 5 暫定再任用職員（附則第2項、第3項、第7項又は第8項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 6 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 7 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第7条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 8 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第17項において同じ。）に達している者（新条例第7条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 9 前2項の場合においては、附則第4項から第6項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職）

- 1 0 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢)
- 1 1 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。
- (令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職)
- 1 2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢)
- 1 3 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。
- (令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職)
- 1 4 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（第2項から第9項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含

む。)

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者)

- 15 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員)

- 16 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第14項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 17 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第7条に規定する年齢60年以上退職者のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、同条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

- 18 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 19 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員（附則第7項又は第8項の規定により採用された職員をいう。以下第21項、第23項及び第28項において同じ。）を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員がこの条例による改正後の藤沢市一般職員の給与に関する条例第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 20 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和38年藤沢市条例第35号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする」とする。
- 21 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるこの条例による改正後の藤沢市一般職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、藤沢市職員の勤務時間等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 22 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の藤沢市一般職員の給与に関する条例第17条第3項及び第20条の3第1項の規定を適用する。
- 23 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の藤沢市一般職員の給与に関する条例第9条第3項第3号、第12条第2項及び第4項並びに第20条の3第1項の規定を適用する。

24 改正後の藤沢市一般職員の給与に関する条例第18条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の算定に係る同条第2項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤沢市条例第 号）附則第5項に規定する暫定再任用職員」とする。

25 第19項から前項までに定めるもののほか、この条例による改正後の藤沢市一般職員の給与に関する条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

26 暫定再任用職員に対するこの条例による改正後の藤沢市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同条第2項第1号項中「者」とあるのは、「者（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

27 暫定再任用職員は、この条例による改正後の藤沢市表彰条例第5条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。

28 暫定再任用短時間勤務職員は、次に掲げる条例の規定に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、当該条例の規定を適用する。

(1) この条例による改正後の藤沢市表彰条例第5条

(2) この条例による改正後の藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条

(3) この条例による改正後の藤沢市職員の勤務時間等に関する条例第2条第3項及び第6項、第3条第1項及び第2項、第9条第1項及び第2項並びに第13条第3項

(4) この条例による改正後の藤沢市職員の育児休業等に関する条例第19条第2号及び第20条第1項

(5) この条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号

- (6) この条例による改正後の公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例
第2条第2項第1号
- (7) この条例による改正後の藤沢市非常勤職員の報酬に関する条例第15条及び
第19条第3項

提案理由

この条例を提出したのは、地方公務員法の一部が改正されたことにより、地方公務員の定年が引き上げられ、及びそれに伴う制度改正が行われたことに伴い、関係条例において所要の改正をする必要による。